

川辺町男女共同参画 基本計画

～男女が互いに

尊重しあえるまち かわべ～

を目指して

令和7年3月

川辺町男女共同参画基本計画

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画策定の背景 2
- 3 計画の位置付け 3
- 4 計画の期間 3

第2章 川辺町の男女共同参画を取り巻く状況

- 1 川辺町の現状 4
- 2 川辺町の男女共同参画を取り巻く課題 7

第3章 計画の基本目標

- 1 基本理念 8
- 2 基本目標 8
- 3 計画の体系 9

第4章 施策の内容

- 1 男女共同参画についての理解・意識の醸成 9
- 2 自分らしく生き生きと働ける環境づくりと女性の活躍 10
- 3 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり 12

第5章 計画の推進

- 1 川辺町における推進体制 14
- 2 町民・団体、事業者との協働 14
- 3 効果的な進行管理 14
- 4 指標 14

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国において、1999(平成 11)年に「男女共同参画社会基本法」が制定されています。男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を我が国の社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。また、2000(平成 12)年には「男女共同参画基本計画」が策定され、以降5年ごとの改定を行いながら総合的かつ計画的に推進しています。

これに伴い、本町では、2015(平成 27)年に「川辺町男女共同参画基本計画」を策定しました。男女共同参画社会の実現を目指してさまざまな施策を実施しており、地方創生や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」に伴う、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

しかしながら、男女の地位の平等感について、社会全体として「男性優遇」と考える方は多く、依然として家事・育児・介護の多くを女性が担っていることは明らかであり、また、少子・高齢化が進む中、若者の町外への流出が顕著であり、持続可能な地域社会の実現の課題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、男女間の所得格差や女性に対する暴力などの問題を顕在化させ、改めて男女共同参画社会の実現が強く求められています。

本町では、男女共同参画社会の実現に向け、男女ともにワーク・ライフ・バランス^{*1}を推進し、仕事だけでなく、さまざまな分野へ参画できる環境を整えることが重要と考えています。男女共同参画社会の形成は、男性にとっても、さまざまな分野への参画、豊かな生活を実現するために大切な視点であるとの認識を社会全体に浸透させていくとともに、アンコンシャス・バイアス^{*2}(無意識の思い込み)なく自分の意志ですべての分野に参画できる環境づくりと、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組み、多様な性、高齢者、障がいがあることなどを背景とした社会的困難を抱えている場合、さらに複合的な困難を抱えやすいことに配慮が必要です。

本計画は、こうした状況を踏まえて、本町での男女共同参画社会づくりを進めていくための指針として作成しました。

2. 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した 1975(昭和 50)年の国際婦人年世界会議(メキシコ会議)における世界行動計画の採択をはじめ、さまざまな取り組みが展開されています。1979(昭和 54)年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例(女子差別撤廃条約)」を採択し、日本においても 1985(昭和 60)年に批准しています。

また、2015(平成 27)年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標(ゴール)と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。「持続可能な開発目標(SDGs)」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール(目標)、ターゲットを設定していますが、17 の目標の中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標(SDGs)



(2) 国の動き

1975(昭和 50)年に国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されたことを踏まえ、国は、1977(昭和 52)年に「国内行動計画」を策定し、順次、男女共同参画に関する法整備を進めてきました。

1999(平成 11)年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会を形成するための施策を推進することが重要であるとしています。2000(平成 12)年には「男女共同参画基本計画」の策定、2015(平成 27)年には「女性活躍推進法」が制定され、

2020(令和2)年に「第5次男女共同参画基本計画」の閣議決定により、目指すべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、次の4つが提示されています。

- ①男女が個性と能力を発揮できる多様性に富んだ社会
- ②男女の人権が尊重される社会
- ③仕事と生活の調和が図られた社会
- ④国際的な評価を得られる社会

(3) 岐阜県の動き

岐阜県では、2003(平成15)年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、この条例に基づき制定した「岐阜県男女共同参画計画(第1次～第4次)」の下、男女共同参画社会の実現を目指してさまざまな施策を実施してきました。「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」では、次の4つを政策の柱として展開しています。計画では男女共同参画の指標となる事項に関し具体的な数値目標を設定し、透明性と客観性のある進捗管理を行いながら取り組みを進めてきました。

- ①あらゆる分野における男女共同参画
- ②働く場における男女共同参画
- ③人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現
- ④男女共同参画推進の基盤づくり

県民意識調査の結果では、男女の地位の平等感は「男性優遇」が多く、家事・育児等依然として女性が担っていること、男女間の所得格差や女性に対する暴力などの問題を顕在化させ、改めて男女共同参画社会の実現が強く求められています。こうした状況を踏まえ、「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」を策定し、男女共同参画社会づくりを推進しています。

3. 計画の位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定します。
- 「女性活躍推進法」第6条第2項の規定により位置付けます。
- 「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定により位置付けます。
- 川辺町第5次総合計画をはじめとする各種計画との整合を図るものとします。

4. 計画の期間

本計画は、2025(令和7)年度から2034(令和16)年度までの10年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

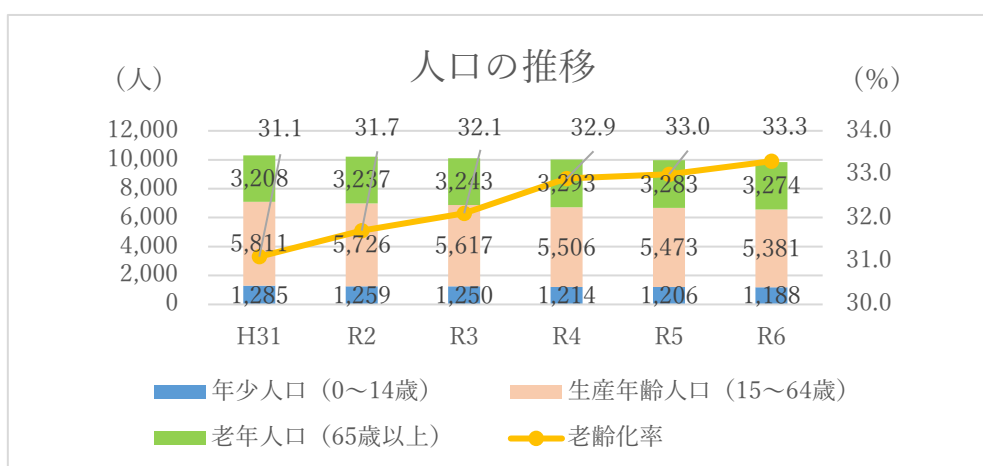
第2章 川辺町の男女共同参画を取り巻く状況

1 川辺町の現状

(1) 人口に関する状況

① 人口の推移

本町の人口の推移をみると、平成31年以降減少傾向にあり、令和6年で9,843人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、15～64歳は減少しているのに対し、65歳以上は横ばい傾向が続いており、総人口における65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率は令和6年で33.3%となっています。

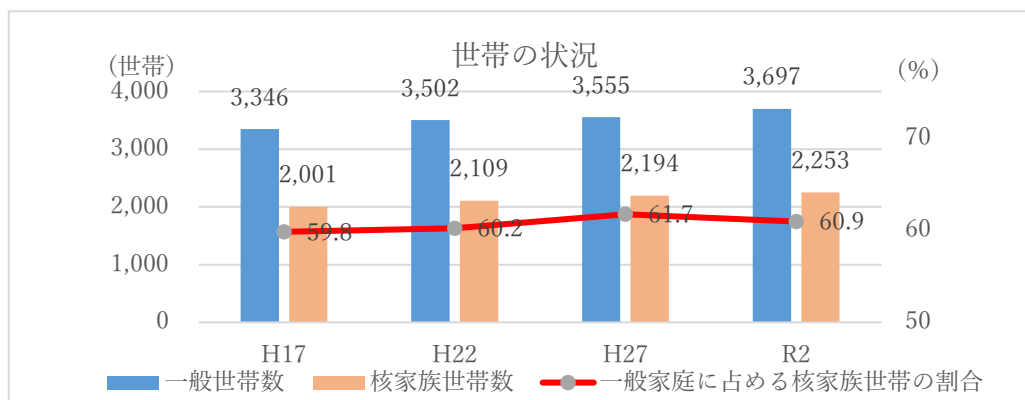


資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

(2) 世帯に関する状況

① 世帯の状況

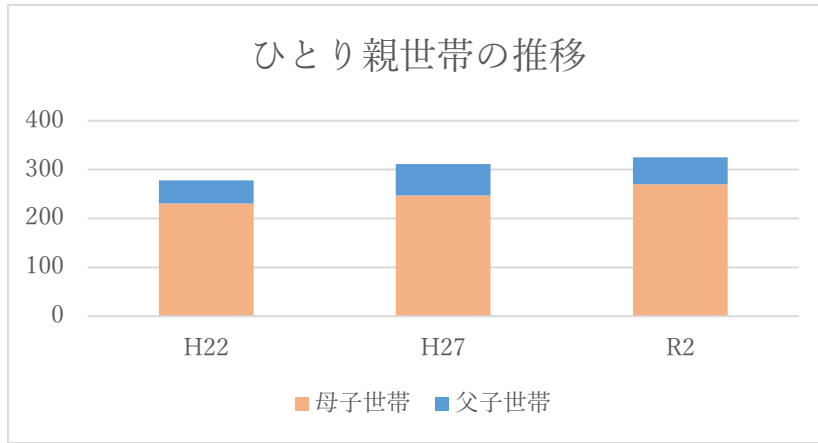
本町の世帯の状況を見ると、人口が減少している一方、一般、核家族世帯数は増加しており、令和2年には、一般世帯数は3,697世帯、核家族世帯は2,253世帯となっています。



資料:国勢調査

②ひとり親家庭の推移

本町のひとり親家庭の推移をみると、年々増加しており、令和2年には母子家庭は 270 世帯、父子家庭は 55 世帯となっています。

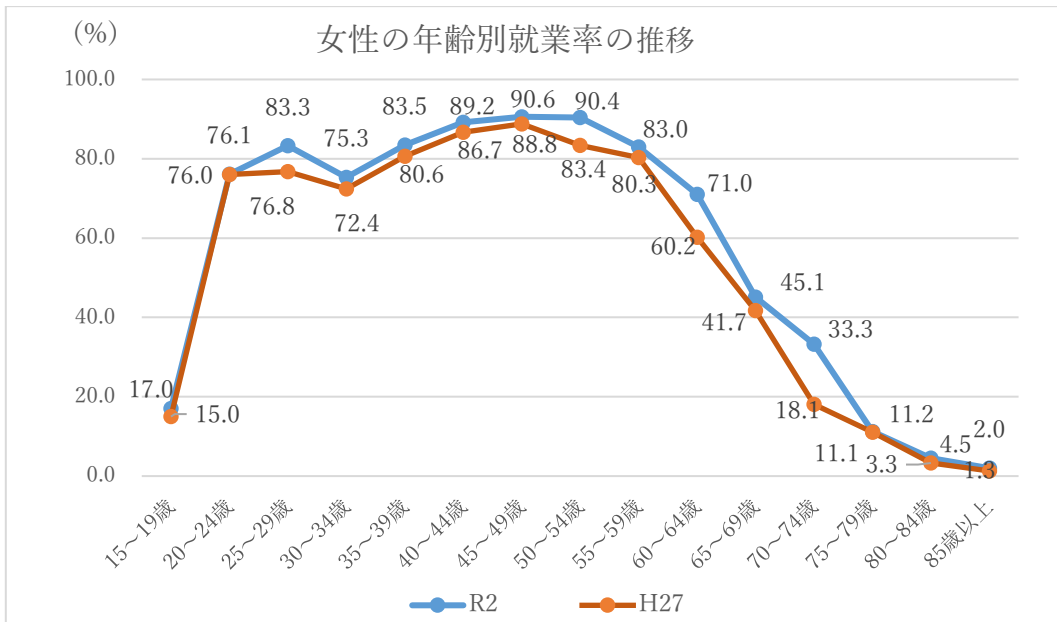


資料:国勢調査

(3)就業に関する状況

①女性の年齢別就業率の推移

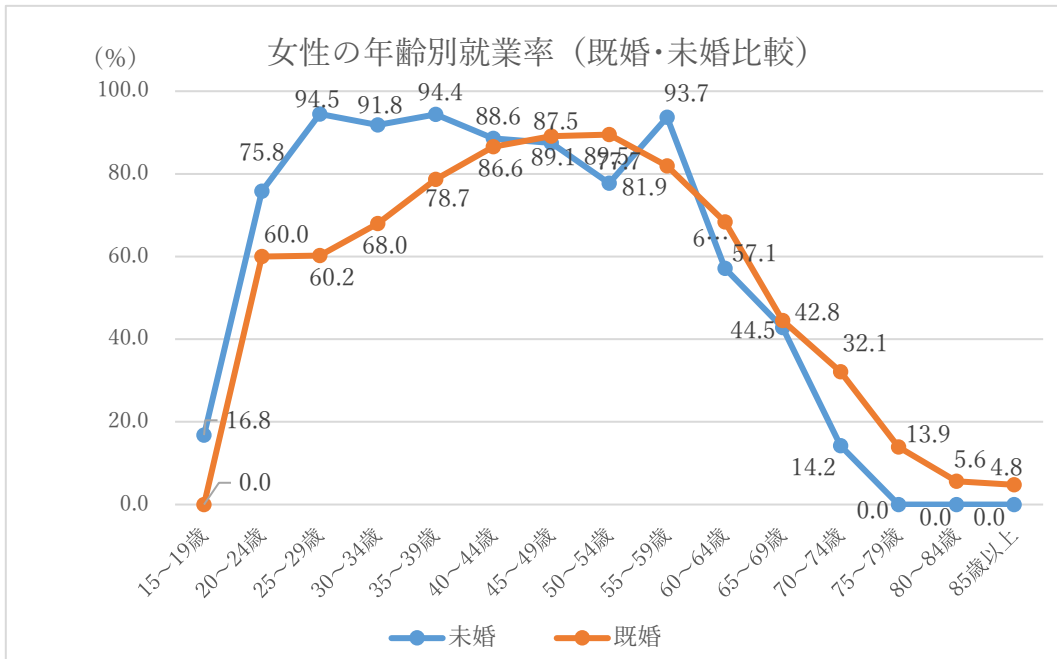
本町の女性の年齢別就業率の推移をみると、平成 27 年に比べ、25～29 歳から 70～74 歳にかけて多くの年齢層で就業率が高くなっています。



資料:国勢調査

②女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)

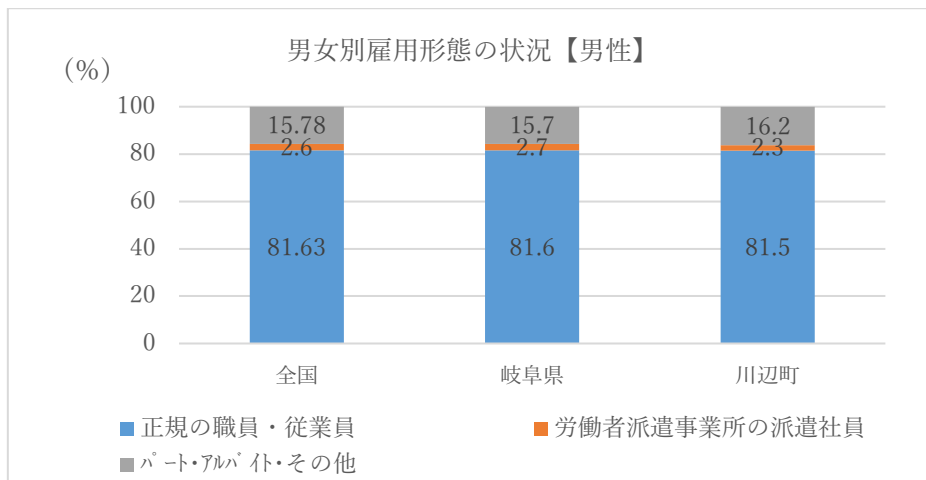
本町の女性の年齢別就業率を既婚・未婚で比較すると、25歳～29歳において未婚が94.5%であるのに対し、既婚は60.2%で大きな差が見られます。

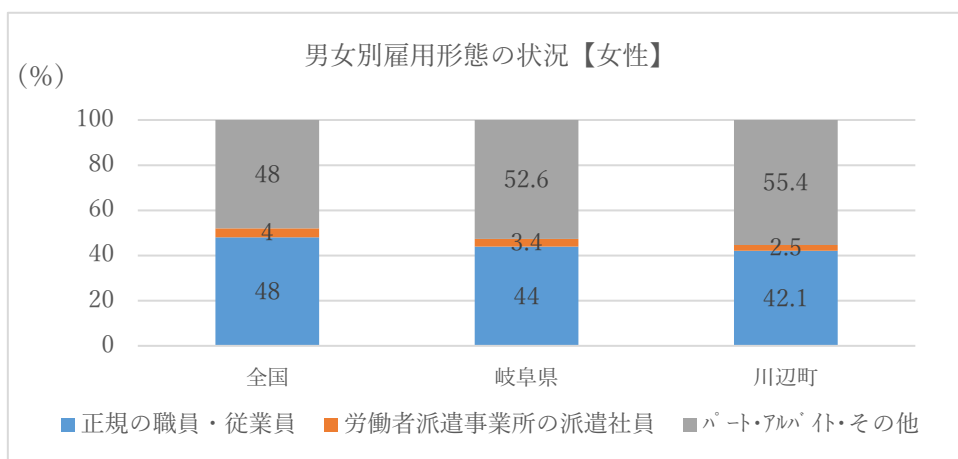


資料:国勢調査

③男女別雇用形態の状況

本町の男女雇用形態の状況をみると、正規の職員・従業員の割合が、男性 81.5%、女性 42.1%となっており、男女ともに全国および県より低くなっています。





2 川辺町の男女共同参画を取り巻く課題

・男女共同参画についての理解・意識の醸成

国において、男女共同参画社会に関する法律や取り組みが行われている中で、家庭や職場、地域など、いまだに男性優遇の環境は変わらず残っています。男らしさ、女らしさなど、固定的な性別役割分担意識等を打破するとともに、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進が求められています。

今後、それぞれのライフステージに応じて、幅広い年齢層に、身近で分かりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取り組みを行うことが必要です。

・自分らしく生き生きと働ける環境づくりと女性の活躍

働く環境において、一人一人の個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会を実現する上でとても重要なことです。今後、女性が職場や地域などで活躍できるよう、働き方の見直しや柔軟な就労形態などの就労環境の整備とともに、子育てや介護と仕事を両立できる環境を整備していくことが必要です。

・自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり

現在、DV(ドメスティック・バイオレンス)^{※3}や各種ハラスメントに対して、家庭や地域、企業の対応が重要となっています。あらゆる暴力の被害者が躊躇せず被害を訴え、または相談し、支援が受けられるよう関係各課、団体が連携し、医療や法的支援など被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備を進めるとともに、DVをはじめ、ハラスメント、性犯罪等の暴力を予防するために、それぞれの認識を高める意識啓発や予防啓発を引き続き行う必要があります。

第3章 計画の基本目標

1 基本理念

性別に関わりなく一人一人がお互いを認め合い、個性と能力を十分発揮し、共に男女共同参画社会の実現を目指す基本理念の下、さまざまな施策を計画的に推進します。

基本理念 「男女が互いに尊重しあえるまち かわべ」

2 基本目標

① 男女共同参画についての理解・意識の醸成

誰もが個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう固定的な性別役割分担意識の解消に向けて取り組みます。一人一人が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認めあう社会の実現に向けて、理解・意識づくりを推進します。

② 自分らしく生き生きと働ける環境づくりと女性の活躍

男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな分野において多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。特に雇用の分野においては、男女の平等と働きやすい環境の実現が求められます。

男女ともに働きやすい環境整備を進め、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現が図れるよう働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境を整備します。また、政策・方針決定の過程への女性の参画が進むよう環境整備を進めます。

③ 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり

DV(ドメスティック・バイオレンス)は重大な人権侵害であるという認識を誰もが持ち、DVやハラスメントなどあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するため、健康で安心して暮らせる生活環境を整え、生涯にわたり男女の健康づくりを支援します。

生活上の困難に直面する方に対し、自立と安定のための支援を行います。

3 計画の体系

基本理念

- ① 男女共同参画についての理解・意識の醸成
 - (1) 広報・啓発による理解・意識づくりの推進
 - (2) 性的少数者(LGBTQ^{*4})への理解の推進
- ② 自分らしく生き生きと働ける環境づくりと女性の活躍
 - (1) 政策・方針決定の過程への女性の参画の促進
 - (2) ロールモデルとなるための庁内の働き方改革の促進
 - (3) 子育て支援の充実
 - (4) 育児・介護等の相談体制の充実
 - (5) 地元企業や地域団体などにおける女性の活躍推進
- ③ 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり
 - (1) DV防止や児童虐待防止にかかる相談体制の整備と強化
 - (2) ハラスメント防止対策の推進
 - (3) 生涯を通じた心と体の健康支援
 - (4) 防災対策・復興支援および地域防犯活動における男女共同参画の推進

第4章 施策の内容

1 男女共同参画についての理解・意識の醸成

- (1) 広報・啓発による理解・意識づくりの推進

【方向性】

男女共同参画の視点を重視しつつ、人権と相互関係も視野にいれた研修会や講演会を行い、男女共同参画社会への理解と意識の向上を図ります。

誰もが固定的性別役割分担意識にとらわれず、地域や社会で男女共同参画社会を実現するため、家庭、学校、地域、職場などにおいて、人権尊重や男女の相互理解について学び、理解を深めていきます。

また、町広報誌やホームページ等を活用し、さまざまな方法で男女共同参画の重要性や必要性について、広報・啓発を行います。

【具体的施策】

取り組み内容
・人権リーダー研修会、職員向け研修会など各種研修会のテーマに男女共同参画を取り入れ、男女共同参画社会への理解と意識づくりを推進します。
・男女共同参画週間に合わせ、図書室でブックフェアを開催し、幅広く周知・啓発を行います。

<ul style="list-style-type: none"> ・こども園、小学校、中学校と連携し、男女共同参画に関する教育や性的少数者(LGBTQ)・DVについての教育を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・こども園、子育てサークルと連携し、子育て世代の保護者への親子とのふれあい活動や子育て、男女共同参画に関する講演等を企画します。
<ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌やホームページ等を活用し、男女共同参画やDV等に関する情報を発信していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校と連携し、児童・生徒の男女共同参画に関する意識や考え方などを把握するため、アンケート調査の実施を検討していきます。

(2) 性的少数者(LGBTQ)への理解の推進

【方向性】

一人一人が相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向け、性的少数者(LGBTQ)に関する正しい知識の普及に努めます。

【具体的施策】

取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会やSNSなどを活用し、性的少数者(LGBTQ)に関する理解を促進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・こども園、小・中学校と連携し、性的少数者(LGBTQ)について考える機会を設けます。
<ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者(LGBTQ)が公共施設などを利用しやすい環境整備に向け、情報収集に努めていきます。

2 自分らしく生き生きと働ける環境づくりと女性の活躍

(1) 政策・方針決定の過程への女性の参画の促進

【方向性】

各種会議の委員に占める女性の割合の引き上げを常に意識しながら、今後も積極的に女性の登用を図ります。

また、庁内の女性職員について、研修などへの参加を促進するとともに、昇任や管理職登用を進めながら職域の拡大を図り、女性の視点を生かせる職場づくりを目指します。

【具体的施策】

取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な意見を反映するため、各種会議の委員は性別や年齢に関わりなく、多様性のある委員の登用を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・女性議員が増加するよう環境整備を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内女性職員の管理職への積極的な登用を進めます。

(2) ロールモデルとなるための庁内の働き方改革の促進

【方向性】

庁内の働き方が、地域企業のロールモデルとなるよう、仕事の効率化を図り、働き方改革を促進していきます。

【具体的施策】

取り組み内容
・町民サービスの向上と、職員の業務負担軽減のため、DXを活用した業務の効率化を図っていきます。

(3) 子育て支援の充実

【方向性】

仕事と子育てを両立できる環境整備として、さまざまな状況の家庭で安心して子育てができるよう子育て支援サービスの充実に努めます。

【具体的施策】

取り組み内容
・就園前の子どもや保護者の居場所づくりを行い、子育ての負担軽減や不安の解消を図れるようこども家庭センターの充実に努めます。

(4) 育児・介護等の相談体制の充実

【方向性】

育児や介護等に関する悩みや問題に対して、解決に向けた相談できる支援体制を構築していきます。

【具体的施策】

取り組み内容
・窓口や電話等で育児や介護等に関するさまざまな悩み・問題を解決するための支援を行います。

(5) 地元企業や地域などにおける女性の活躍推進

【方向性】

職場において、採用、昇進、配置、教育訓練などでの男女平等を推進するため、地元企業等への啓発を行います。

また、地域社会における男女共同参画の推進を図るために、地域における団体の女性の活躍を推進するための支援を行います。

【具体的施策】

取り組み状況
・労働環境の改善や労働関係の各種法律についての資料収集、チラシ等の配布による情報提供や周知・啓発に努めます。
・自治会など地縁組織における女性の活躍を支援していきます。

3 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり

(1)DV防止や児童虐待防止にかかる相談体制の整備と強化

【方向性】

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、DV、性犯罪などの根絶は男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題です。関係機関との連携を強化し、DV防止に努めます。

また、児童虐待に関し適切な対応を促進するよう関係機関と連携を図るとともに、子どもたちの安全を確保していきます。

【具体的施策】

取り組み内容
・児童や高齢者、障がいのある人などに対する虐待や配偶者等による暴力(DV)を未然に防止するとともに、虐待や暴力被害等があった場合には、速やかに専門機関へ対応をつないでいけるよう関係機関との連携強化に努め、虐待防止等ネットワークの充実・強化に努めます。
・DV被害、児童虐待の相談に対応します。相談内容に応じた支援を行うため、関係各課が連携して対応できる体制づくりを進めます。

(2)ハラスメント防止対策の推進

【方向性】

職場内におけるさまざまなハラスメント防止対策を推進します。

【具体的施策】

取り組み内容
・事案や対策に関する情報を提供し、職場内ハラスメント防止を啓発します。

(3)生涯を通じた心と体の健康支援

【方向性】

町民が生涯にわたり健康を保持できるよう、心と身体の健康に関するさまざまな情報提供・健康相談事業を実施し、性差に応じた主体的な健康づくりを支援します。

【具体的施策】

取り組み内容
・町広報誌やホームページ等のさまざまな媒体を活用し、健康に関する情報発信をします。また、各種健康づくり事業を実施し、生活習慣の改善や健康づくりを支援します。
・特定健診などの受診を促進し、自身の健康状態を把握してもらうことにより、健康意識の啓発を図ります。
・健康に関する相談や教室を実施し、健康の保持増進に努めます。
・母子健康手帳の発行時に妊婦健康診査の受診を勧奨するとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

(4)防災対策・復興支援および地域防犯活動における男女共同参画の推進

【方向性】

地域防災や災害復興対策について、男女のニーズの違いを考慮し、安全で安心な地域生活を築くことのできる仕組みを強化します。

また、防犯意識の高揚や子ども、女性、高齢者が被害に遭うことのない地域防犯活動の充実を図ります。

【具体的施策】

取り組み内容
・男女のニーズの違いや障がいのある人、性的少数者(LGBTQ)など災害時に困難に直面する人々を考慮し、すべての人が安心して過ごせるよう男女共同参画の視点で避難所運営を行っていきます。
・警察と連携し、防犯意識の高揚の啓発活動を行います。

第5章 計画の推進

1 川辺町における推進体制

本町における男女共同参画を推進していくためには、行政自らが男女共同参画についての理解を深め、庁内での取り組みをはじめ、総合的な施策を展開する気運を高め実施していくことが必要です。

施策の総合的、計画的かつ効果的な推進に向け、各課連携の下、男女共同参画の推進にかかる協議および調査研究を行います。

2 町民・団体、事業者との協働

本計画の推進にあたっては、町民一人一人の意識の醸成、事業者の積極的取り組み、家庭や学校における教育など、あらゆる場面における取り組みが必要です。本計画を総合的かつ効果的に推進するため、町民、事業者との協働を図ります。

3 効果的な進行管理

(1) 毎年度の進捗状況報告に基づく計画の進行管理

計画の推進にあたっては、定期的に進捗状況の確認・評価を行い、施策内容の検証および効果的な進捗管理を行います。

(2) 指標項目の設定

計画の進行管理において、進捗状況を評価するための方策として、数値による指標の設定とその定期的把握が効果的です。男女共同参画の推進状況を把握するために、数値目標を設定します。

4 指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度目標)
審議会等女性比率	22.0%	30%
自治会の女性代表割合	0%	7%
女性管理職の割合	13.3%	20%
育児休業および 部分休業の取得割合	男女ともに100% (1日以上取得者)	男性1週間以上の 育児休業取得率85%
特定健診受診率	40.9%	50%
子宮頸がん検診受診率	9.1%	15%
乳がん検診受診率	12.0%	20%

用語説明

※1 ワーク・ライフ・バランス

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても充実した生活を実現させるという考え方。

※2 アンコンシャス・バイアス

自分自身では気付いていないものの見方や捉え方のゆがみや偏り。無意識の思い込みともいう。

※3 DV(ドメスティック・バイオレンス)

家庭内における暴力行為。特に夫や恋人など法律上の婚姻の有無を問わず、親しい関係にある男女間における暴力行為をいう。身体的な暴力行為のほか、精神的暴力や性的暴力も含む。

※4 LGBTQ

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(身体と心の性別が異なる人)、クエスチョニング(性的指向や性自認が定まっていない人)の頭文字をとった言葉で、性的少数者を表す総称。